

## 附 則

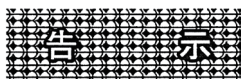
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）第54条第1項の規定による令和5年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関する報告及び同条第2項の規定による同年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関する報告については、この規則による改正後の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則様式第23号から様式第25号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

資源循環推進課



## 長野県告示第119号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
ライフライク株式会社	放課後等デイサービス あん School ジャンプ	茅野市ちの横内2928-2 リバーサイド上川2階	令和5年11月1日	放課後等デイサービス
一般社団法人おもちゃの木	多機能型事業所 希常	伊那市西箕輪7884番地1	令和5年12月1日	児童発達支援
Harmony Gift 株式会社	Harmony Gift	上田市富士山3434番地3	令和6年1月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社野村屋	MIRAI	上田市上田原800番地5	令和6年1月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
株式会社千桜舎	かえで★すくーる	上伊那郡南箕輪村南殿 5272-1	令和6年1月1日	保育所等訪問支援
合同会社さくらぼ	就労準備型放課後等デ イサービスさくらぼ須 坂中央教室	須坂市大字須坂馬場町 1672-1	令和6年1月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人縦の木福祉 会	多機能型事業所 わく わく	小県郡長和町長久保455 番地	令和6年1月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

## 長野県告示第120号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
未来プロジェクト株式会社	MIRAI	上田市上田原800-5	令和5年12月31日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
株式会社 こころ	キッズサポートいっぽ	駒ヶ根市赤穂8663-6	令和5年12月31日	保育所等訪問支援
株式会社ファミリー	キッズ堀金	安曇野市堀金鳥川2077-8	令和5年12月31日	児童発達支援等放課後デイサービス
合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ 小諸教室	小諸市与良町3丁目2537-1	令和6年1月1日	児童発達支援
合同会社スギヤマ	グリーン・デイ	諏訪郡下諏訪町5326-3	令和6年1月26日	児童発達支援 放課後等デイサービス

障がい者支援課

### 長野県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	長野県西駒郷駒ヶ根支援事業部	駒ヶ根市下平2901-7	令和5年11月1日	自立訓練（生活訓練）
アセットプランニング株式会社	就労継続支援B型事業所ステップいけだ	北安曇郡池田町大字中鶴2685番地1	令和5年11月1日	就労継続支援B型
株式会社クワンセウ	ナギノテ	上田市長瀬3174-4スピカプラザ2階205,206号室	令和5年11月1日	就労継続支援B型
有限会社わくわく	わか葉	飯田市松尾寺所7041番地	令和5年12月1日	共生型自立訓練（機能訓練）
合同会社すわっこホーム	すわっこホーム	諏訪市大字豊田310番地3	令和6年1月1日	生活介護
有限会社松本調剤薬局	はなひらく塩尻	塩尻市広丘野村1785-199	令和6年1月1日	就労継続支援B型
株式会社なないろ	なないろ白馬	北安曇郡白馬村大字神城24196-9	令和5年12月1日	日中サービス支援型共同生活援助
株式会社なないろ	なないろ白馬	北安曇郡白馬村大字神城24196-9	令和5年12月1日	短期入所（併設型）
株式会社 歩夢ヘルパーステーション	(株)歩夢ヘルパーステーション	千曲市大字桜堂243番地5	令和6年1月1日	居宅介護
株式会社 歩夢ヘルパーステーション	(株)歩夢ヘルパーステーション	千曲市大字桜堂243番地5	令和6年1月1日	重度訪問介護

障がい者支援課

## 長野県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人 夢工房福祉会	ハルル	須坂市大字高梨343番地1	令和5年10月1日	就労継続支援B型
有限会社わくわく	わか葉	飯田市松尾寺所7041	令和5年11月30日	共生型生活介護
株式会社チャレンジドジャパン	チャレンジドジャパン 軽井沢センター	北佐久郡軽井沢町長倉957-63	令和5年12月31日	就労移行支援 就労継続支援B型
株式会社チャレンジドジャパン	チャレンジドジャパン 軽井沢センター	北佐久郡軽井沢町長倉957-63	令和5年12月31日	就労定着支援
社会福祉法人 山形村社会福祉協議会	ホームヘルパーステーション いちいの里	東筑摩郡山形村4528-3	令和5年12月1日	重度訪問介護

障がい者支援課

## 長野県告示第123号

平成4年長野県告示第828号（長野県における普通公衆浴場の入浴料金の価格の統制額の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

本則の表中 「

440円	150円	70円
------	------	-----

」 を 「

500円	170円	80円
------	------	-----

」 に改める。

食品・生活衛生課

## 長野県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画下水道事業  
飯田市特定環境保全公共下水道（竜丘処理区）
- 3 事業施行期間

平成9年2月3日から  
令和12年3月31日まで

#### 4 事業地

- 収用の部分  
変更なし
- 使用の部分

平成9年長野県告示第65号、平成12年長野県告示第23号及び平成13年長野県告示第17号の事業地に、飯田市下殿岡を加え、飯田市下殿岡地内において事業地を変更する。

生活排水課

#### 長野県告示第125号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長野市（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第127号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 解除に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡生坂村大字東広津56の6
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- (1) 解除に係る保安林の所在場所  
北安曇郡池田町大字広津53の6・54の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、54の5、55の2、55の7、56の2
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一

- 一部について指定を解除する区域の名称  
丸子027
- 一部について指定を解除する区域  
上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

#### 長野県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称  
内の山沢1
- 指定の区域  
上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

四泊川

## 2 指定の区域

小県郡長和町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第131号

平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正します。

令和6年3月7日

長野県知事 阿部 守一

表の山ノ内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の項中「2,578ha」を「2,593ha」に改める。

建築住宅課

## 長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月7日

長野県千曲建設事務所長 倉田 雅史

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 坂城インター線

## 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
埴科郡坂城町大字中之条字西町752番の1地先から埴科郡坂城町大字中之条字南又102番の15地先まで	旧	14.8 ~ 52.4 m	0.4585 km
同 上	新	14.8 ~ 52.4	0.4585

道路管理課